# 高鍋町景観計画パンフレット

## 景観づくりのキャッチフレーズ

海に山に城下町におだいっさん ちんこめけど なんでもあるよ! おもしりっちゃが! たかなべ お宝景観づくり!



町への愛着や誇りを持った住民の皆様の心が、心地よい地域景観を守り、育み、 次世代へ継承していくことにつながります。この住民の皆様の心を原動力に、雄大 な自然と歴史・文化が織り成す高鍋らしい景観を"守り""育み""つくり"ながら、住 民の皆様の心が通った景観づくりを推進していきます。

#### 景観計画について

景観計画は、景観行政団体が良好な景観の形成を図るためその区域・良好な景観の形成に関する基本的な方針や 行為の制限に関する事項等を定める計画です。

#### 高鍋の景観の主な魅力

#### ①市街地景観

○平野に集積する市街地の景観



#### ②田園景観

○九州山地を背に広がる水田景観



#### ③海浜景観

○雄大な日向灘の景観



#### 4台地景観

(北部)

○古墳群と農用地が調和した個性的な景観



## 4)台地景観

(南部)

○開放感のある農業景観



#### 5 丘陵地景観

○湿原など自然豊かな緑の景観



#### ⑥歴史・文化的景観

○高鍋城址を中心とした城下町景観





○神楽・祭事などの文化的景観





◎高鍋町景観計画区域:町全域に指定、将来的には必要に応じ重点地区を設定。

景観形成の基本目標を踏まえ、本町における良好な景観の形成に関する方針を定めます。

目標とする高鍋の景観を実現していくため、高鍋景観の4つの特性ごとに、景観づくりの基本方針を右記のように定めます。



①町の顔となる中心市街地の景観を守り・育てる! ②郷愁を誘う牧歌的な集落地の文化的景観を守り・育てる! ③幹線道路沿線の車窓景観を守り・育てる!



④日向灘沿岸の美しい海浜景観を守り・育てる! ⑤小丸川を中心とした美しい田園景観を守り・育てる! ⑥広大な台地とそこからの良好な眺望景観を守り・育てる! ⑦湿地や変化に富んだ丘陵地の独特の自然景観を守り・育てる!



⑧城下町情緒漂う景観や歴史・文化的資源を取囲む景観を守り・育てる! ⑨高鍋神楽をはじめとした固有の民俗文化の景観を守り・育てる!

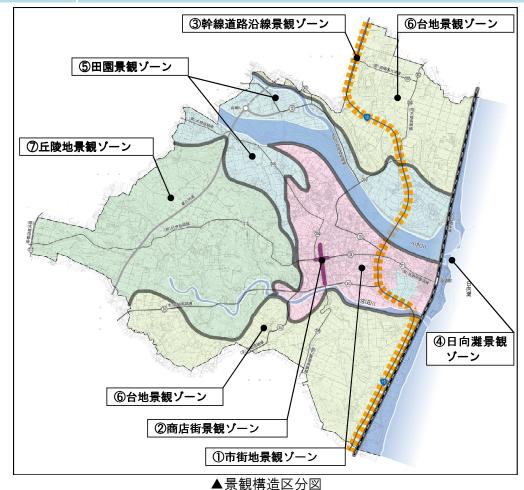


- ⑩ "協働の景観まちづくり"の意識啓発を図る!
- ⑪効果的な景観形成を促す"しくみ"の構築!
- ②観光振興に向けた効果的な景観 P R を図る!

#### 景観構造別景観形成方針

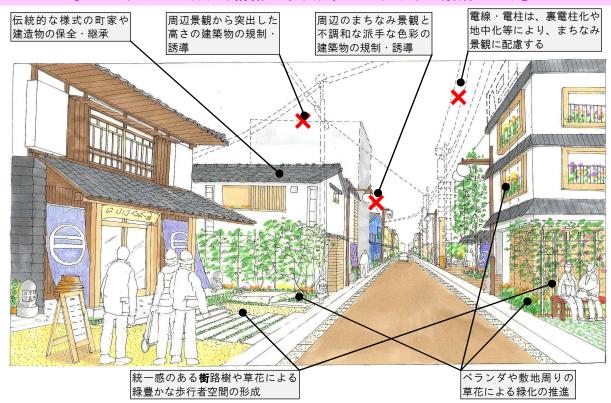
景観形成の基本方針を踏まえて、本町の主な景観構造毎に、景観形成方針を以下のように定めます。

# 【 景観形成方針 】 ①市街地景観ゾーン 「高鍋の顔にふさわしい 品格と落ち着きのあるまちなみ景観づくり」 ②商店街景観ゾーン 「歩いて楽しい 城下町情緒の漂う賑わいのまちなみ景観づくり」 ③幹線道路沿線景観ゾーン 「高鍋の景観軸にふさわしい 見られることを意識した車窓景観づくり」 ④日向灘景観ゾーン 「日向灘の美しい海浜景観、およびこれと調和した集落景観の保全・育成」 「小丸川三角州に広がる 美しく広大な田園・集落景観の保全・育成」 ⑥台地景観ゾーン 「洪積台地に広がる 古墳群と調和した田園・集落景観の保全・育成」 ⑦丘陵地景観ゾーン 「湿地や丘陵地の美しい自然景観、およびこれと調和した棚田・集落の文化的景観の保全・育成」



# 景観形成イメージ例(商店街景観ゾーン)

# 「歩いて楽しい 城下町情緒の漂う賑わいのまちなみ景観づくり」



# 届出が必要な対象行為

全町域について、以下に該当する場合は届出を行うものとします。

#### 建築物・工作物

	届出対象行為(※1)	届出対象範囲(※2)
建築物	新築、増築、改築、移転のほか、外観を変更す ることとなる修繕、模様替え、色彩の変更	全ての建築物
<b>工作物</b> (※3)	新築、増築、改築、移転のほか、外観を変更す ることとなる修繕、模様替え、色彩の変更	建築基準法第6条1項の規定により、建築確認申 請が必要となるもの

※1:ただし、下表に該当する行為は届出の対象外とします。

- ・仮設の建築物の建築等
- ・災害等における緊急的な機能回復または維持に必要な工作物の新設、増築、改築または移転

※2:ただし、下表に該当するものは届出の対象外とします。

行 為	届出の対象外となる規模
新築、増築、改築、移転	その部分の水平投影面積の合計が 10 ㎡以下となるもの
修繕、模様替	過半に満たないもの
色彩の変更	各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積(※)の5分の1以下となるもの

※3: 工作物とは、建築基準法施行令第138条の規定により指定されている工作物を指します。

「届出対象行為」に含まれない<u>すべての景観形成に係わる行為</u>についても、届出の必要はありませんが、建築行為等を行う際は**「景観形成基準」に適合するよう配慮**するものとします。



# 景観づくりのルール(景観形成基準)

#### 全域の景観形成基準

項目		景観形成基準
	配	●道路等の公共用地に接する境界線からできる限り離れた位置に配置し、オープンスペースの確保に努めることにより、公共空間と一体となったゆとりある配置となるように配慮する。
	置	●周辺の自然景観との調和やまちなみの連続性に配慮した配置とする。 ●山なみや台地の稜線などへの良好な眺望に配慮した配置となるように努める。
7.幸	高	●山なみや台地の稜線などへの良好な眺望を阻害しない高さとなるように努める。
建築物		●周辺の自然景観と調和した、まとまりのある高さとなるように配慮する。
·	ੋ <b>ਰ</b>	
作物		●周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮した、まとまりと落着きのある形態・意匠とする。
120	形態	●特に、高鍋城址や高鍋商店街周辺の旧城下町地区については、和風を基調とした、城下町情緒の演出に配 慮した形態・意匠とする。
	意匠	●大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地・色彩による分節化等により、圧迫感を感じさせないように 配慮する。
		●山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるように努める。
		●周辺のまちなみや自然景観と調和した落ち着きのある色彩・素材とする。
		●特に外壁の色彩については、マンセル値により R~Y は彩度 6 以下、GY~RP は彩度 4 以下とする。
		●ただし、板張仕上等の自然素材、もしくはこれに類する仕上とする場合は、彩度6以下とする。
		●上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺     景観と調和したものとする。
		京観と調和したものとする。   ※1 本計画の色彩基準は、日本工業規格(JIS)の Z8721 に定める色相、明度、彩度の三属性による色
		彩の表示方法
7.幸		(マンセル表色系)を採用する。
建築物	色彩	※2 ただし、次に該当するものは、この限りではない。
•		①アクセント色として着色される部分 (各壁面の鉛直投影面積または屋根面の水平投影面積の 5 分の 1まで)
工作物	素材	②表面に着色していない自然石、木材、土壁およびガラス等の素材本来が持つ色彩 ③航空法その他の法令に基づき設置するもの
		④町長が景観に関する審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの
		*質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの
		*植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など
		●高鍋らしさを感じさせる地場産の素材を積極的に取り入れるように努める。
		●耐久性・耐候性に優れた素材を積極的に取り入れるように努める。
		●施設の外壁や屋根などの定期的なメンテナンスを行うことにより、美観の維持に努める。
屋外		●屋外の配管・ダクト、室外機や高架水槽等の建築設備は、できる限り道路など公共の場から見えない位置 に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、覆いを設けたり色彩の工夫により、周辺景観との
設備類		調和に配慮する。
		●道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のも
		の、自然素材のもの等を用いることにより周辺景観との調和に配慮する。
外構		●駐車場、駐輪場、ごみ集積所、および付属施設等は、公共の場からできる限り見えないように設置する。
		│ やむを得ず設置する場合は、主屋と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等により周辺景観 │ │ との調和に配慮する。
		●既存の樹木の保全や風土に合った樹種の採用により、地域固有の景観の保全・育成に努める。
縕	化	● 近待の樹木の保主で風工に占った樹種の採用により、地域固有の景観の保主
柳木口		●庭先に植栽スペースを確保したり、窓辺を草花で彩るなどにより、美しいまちなみ景観の形成に努める。
072 P.D		●周辺の生活環境、自然環境への影響に配慮した照明とする。
照明		●回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。